



令和6年12月24日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	交通安全・ コミュニティ係	廣崎 英貴	内線 3014 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889

「交通死亡事故多発県内警報」の発令について

前回の「交通死亡事故多発県内警報」（期間：11/28～12/12）解除以降、交通死亡事故が続いて発生し、1か月の交通死亡事故が10件10人となりました。

また、県内交通事故死亡数は66人（12月24日現在、前年比+16人）と前年を大きく上回っています。

そのため、本年2回目となる、県内全域を対象とした「交通死亡事故多発県内警報」を発令します。

1 発令種別

県内警報

2 発令期間

令和6年12月24日(火) から令和7年1月7日(火) までの15日間

3 発令者

岐阜県交通安全対策協議会長（岐阜県知事）

4 該当する発令基準

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 第4 別表1

「1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき」に該当

5 発令に伴う取組み

(1) 県の取組み

- ・ 県ホームページを活用した広報啓発
- ・ 関係機関（交通安全協会等）との連携による広報啓発 等

(2) 警察の取組み

- ・ 広報啓発、街頭指導活動の推進 等

(3) 関係機関

- ・ 傘下組織に対する周知徹底
- ・ 事業所における安全運転指導の推進 等

【1か月の交通死亡事故の概要（岐阜県内）】

発生日	発生場所	事 故 概 要
11月26日	岐阜市	軽四乗用は西進中、道路左側の電柱に衝突。 軽四乗用運転者が死亡。
11月27日	可児市	普通乗用は西進右折する際、右から横断歩道を横断中の歩行者と衝突。 歩行者が死亡。
12月4日	岐阜市	原付は北進中、右から進入の中型貨物と出会い頭衝突。 原付運転者が死亡。
12月7日	七宗町	軽四貨物は南進中、右から横断中の歩行者と衝突。 歩行者が死亡。
12月8日	瑞穂市	軽四乗用は東進中、原付と正面衝突。 原付運転者が死亡。
12月13日	瑞浪市	普通乗用は西進右折する際、左から横断歩道を横断中の歩行者と衝突。 歩行者が死亡。
12月15日	高速道路	高速道路上の歩行者と、大型貨物が衝突。 歩行者が死亡。
12月19日	御嵩町	自動二輪は西進中、左から進入の普通乗用と出会い頭衝突。 自動二輪運転者が死亡。
12月23日	多治見市	軽四乗用は北進中、前方を走行中の普通乗用に追突。 軽四乗用が、追突のはずみで対向車線にはみ出し、対向車線を南進してきた軽四乗用と衝突。 追突した軽四乗用運転者が死亡。
12月23日	岐阜市	普通貨物が南進中、右側から道路を横断してきた歩行者と衝突。 歩行者が死亡。

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1か月の県内交通事故死者数が10人に達したとき

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言 その都度決定する。
- (2) 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- (3) 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。

2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。